

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)				担当局	担当
令和5年12月7日	令和5年12月19日	飛田新地基準が、パンドラ（なぞ）としている理由がわかるもの	不存在				号	健康局	南西部生活衛生監視事務所
令和5年12月7日	令和5年12月20日	大阪市の広聴（市役所+24区）が気に入らなければ、受けつけ拒否（市民の声）を平気で行う理由（健康局所管分）	不存在				号	健康局	総務課
令和5年12月12日	令和5年12月20日	大阪市の広聴に関わる職員と平野区職員は日本語も出来ないのかわかる文書（健康局所管分）	不存在				号	健康局	総務課
令和5年12月12日	令和5年12月20日	大阪市職員で広聴に関わる職員達がサギシ（全く回答になっていない）ばかりなのかわかる文書（健康局所管分）	不存在				号	健康局	総務課
令和5年12月13日	令和5年12月20日	大阪市役所（本庁舎）や平野区の職員達は、筆記用具、えんぴつ等も持たずに市民対応をしようとするのかわかるもの（健康局所管分）	不存在				号	健康局	総務課
令和5年12月22日	令和6年2月5日	医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱(令和5年7月)大阪市	公開				号	健康局	保健医療対策課
令和5年12月22日	令和6年2月5日	行政指導を求める申出書	部分公開	1	2		号	健康局	保健医療対策課
令和5年12月22日	令和6年2月5日	<p>(1) 大阪市行政手続条例第36条に基づき、2022年8月5日、大阪市健康局保健所保健医療対策課(医療指導グループ)宛に提出を行った「大阪市行政手続条例第36条に基づく『行政指導』を求める『申出書』」の受理後、大阪市健康局 保健所 保健医療対策課(医療指導グループ)は、大阪市介護保険事業者等指導及び監査実施要綱第11条（関係行政機関の協力）の規定即ち「指導及び監査の実施並びに指導及び監査後の措置に際しては、必要に応じて関係行政機関の協力を求める。」に基づき、大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループから「指導及び監査の実施並びに指導及び監査後の措置に際しては、必要に応じ協力を求め」られたか、否かを知り得る全ての資料等。</p> <p>(2) 仮に、大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループから公開請求事項(1)の「協力を求め」られていた場合、当該「協力」を受諾したのか、否かを知り得る全ての資料等。</p> <p>(3) 仮に、大阪市健康局保健所保健医療対策課（医療指導グループ）が大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループからの公開請求事項(1)の「協力」要請の受諾を拒絶していたとするならば、その理由等を知り得る全ての資料等。</p> <p>(6) 公開請求事項「医療法第1条、第1条の2、第1条の3、第1条の4第1項、第2項及び第3項等の規定の趣旨を踏まえた上で、大阪市保健所健康局保健医療対策課が自ら策定している「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱（令和5年7月）大阪市」において定めている「適正な医療を行う場にふさわしいもの」とは具体的に如何なる医療提供施設を指示しているのかを知り得る全ての資料等及びその根拠。」に関して、「前年判定 当年判定」の対象となっている「第2表（検査表）・・・13 2-9 医療の情報の提供」とは具体的に「如何なる情報」を大阪市保健所健康局保健医療対策課が想定しているのかを知り得る全ての資料等およびその根拠。</p>	不存在				号	健康局	保健医療対策課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和5年12月22日	令和6年2月5日	<p>(7) 公開請求事項「医療法第1条、第1条の2、第1条の3、第1条の4第1項、第2項及び第3項等の規定の趣旨を踏まえた上で、大阪市保健所健康局保健医療対策課が自ら策定している「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱（令和5年7月）大阪市」において定めている「適正な医療を行う場にふさわしいもの」とは具体的に如何なる医療提供施設を指示しているのかを知り得る全ての資料等及びその根拠。」及び(6)に関して、医療提供施設（医療法第1条の2第2項）が「適正な医療を行う場にふさわしいもの」でない場合、大阪市保健所保健医療対策課は「是正改善等の権限」を行使するのか、否かを知り得る全ての資料等およびその根拠等。</p> <p>(8) 公開請求事項「医療法第1条、第1条の2、第1条の3、第1条の4第1項、第2項及び第3項等の規定の趣旨を踏まえた上で、大阪市保健所健康局保健医療対策課が自ら策定している「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱（令和5年7月）大阪市」において定めている「適正な医療を行う場にふさわしいもの」とは具体的に如何なる医療提供施設を指示しているのかを知り得る全ての資料等及びその根拠。」及び(6)に関して、医療提供施設（医療法第1条の2第2項）が「第2表（検査表）・・・13 2-9 医療の情報の提供」を医療を受ける者及びその家族等に提供していない場合、大阪市保健所保健医療対策課は当該事態を「是正改善等」する為に、「是正改善等の権限」を行使するのか、否かを知り得る全ての資料等およびその根拠等。</p> <p>(9) 公開請求事項(8)に関して、大阪市健康局保健所保健医療対策課が「是正改善等の権限」を行使する場合、その権限行使の方法、その権限行使の内容、その権限行使の対象者等を知り得る全ての資料等及びその根拠。</p> <p>(10) 公開請求事項(8)に関して、仮に、大阪市健康局保健所保健医療対策課が「是正改善等の権限」を行使しない場合、その理由及び法的根拠等を知り得る全ての資料等。</p> <p>(11) 大阪市健康局保健所保健医療対策課が「医療法全文・医療法施行令全文・医療法施行規則全文」を如何様に解釈して当該回答を導出し得ているのかを知り得る為に、大阪市健康局保健所保健医療対策課が採っているその解釈の仕組み、解釈の方法論等を知り得る全ての資料等。</p> <p>(12) 大阪市行政手続条例第36条に基づき、2022年8月5日、大阪市健康局保健所保健医療対策課（医療指導グループ）宛に提出を行った「大阪市行政手続条例第36条に基づく『行政指導』を求める『申出書』」を大阪市健康局保健所保健医療対策課（医療指導グループ）が如何様に解説、理解、認識等し、当該「申出書」において「医療内容のトラブルについて、相談者に代わっての調査や交渉などの仲介」が求められていると認識、判断等に至ったその意思形成過程、その判断等の導出過程等を知り得る全ての資料等。</p> <p>(13) 診療情報の提供等に関する指針の策定について【医師法】（平成15年9月12日医政発第0912001号 各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知）の「貴管内の医療従事者等に対して周知の徹底及び遵守の要請をお願い」している大阪市の所管部署を知り得る全ての資料等。</p>	不存在	号	健康局	保健医療対策課
令和5年12月25日	令和6年1月15日	<p>大阪市生野区巽南3丁目19番3号に所在する、なみはやリハビリテーション病院（現名称は大阪たつみリハビリテーション病院）から大阪市に提出された別添文書（平成19年5月8日付厚生労働省医政局指導課事務連絡「院内感染対策のための指針案及びマニュアル作成のための手引きの送付について」）に記載のある「院内感染対策のための指針」及び「院内感染対策マニュアル」（いずれも令和元年12月から令和2年5月の期間において有効であったもの）。</p>	不存在	号	健康局	保健医療対策課 感染症対策課